

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岐阜県計画の変更について（概要版）

【背景】

- 平成29年3月「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、同年6月に国において基本計画が策定される。
- 平成31年3月に岐阜県計画を策定。
- 令和5年6月に国において基本計画が変更される。
- 令和6年6月に第三次・担い手3法が改正される。

<建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律>
第9条 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める。

現状と課題

- 県内の建設現場での労働災害は減少しているものの年間平均約3名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、DXの推進等、一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その安全及び健康の確保について特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、働き方改革の推進等、若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

- 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 設計、施工等の各段階における措置
- 安全及び健康に関する意識の向上
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 岐阜県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

【計画の概要の凡例】■：追加項目 __：記載の充実

計画の概要

- 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
・県は公契約条例に基づき適切な経費を積算した請負代金で契約を行うとともに、下請負人まで確実に支払われるよう適切に対応する。
(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
・休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める等の環境を整備するほか、施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
- 責任体制の明確化
・査察指導等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関して、法令遵守の徹底を図る。
- 建設工事の現場における措置の統一的な実施【充実】
(1) 建設業者間の連携の促進
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保
・国による一人親方等の災害の分析等を収集し、発注者、建設業者のみならず関係団体と連携し一人親方等も対象とした研修で活用する。
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
・一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び適切な請負代金の確保に努めるよう周知する。
・関係団体と連携し研修等で周知・指導するほか、元請負人を通じて一人親方の特別加入制度への積極的な加入促進を図る。
- 建設工事の現場の安全性の点検等【充実】
(1) 建設業者等による自主的な取組みの促進
(2) 工法や資機材等の普及の促進
・建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の普及を推進する。
- 安全及び健康に関する意識の啓発
(1) 安全衛生教育の促進
・建設業者に対する安全衛生管理の能力向上研修を行うほか、建設業者が従事者に対して行う不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。
(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【計画の概要の凡例】■：追加項目 __：記載の充実

計画の概要

- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策【充実】
(1) 社会保険の加入の徹底
・社会保険の加入について周知徹底する。
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
(3) 「働き方改革」の推進
・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、中長期的な担い手の確保を図る。
・建設業の働き方改革や魅力向上につながるインフラ分野のDXを推進する。
・メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。
・在職中の労働者に対する職業訓練の実施による事業主への支援を行う。
- 墜落・転落災害の防止対策の充実強化【充実】
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
・厚生労働省の関係要綱に示されている「より安全な措置」等の普及に向け、関係団体と連携し建設業者や一人親方等に対して研修会等で周知・啓発する。
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
・屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落防止対策の充実強化に関する情報を収集し、研修等で活用する。
- 健康確保対策の強化【追加】
(1) 熱中症、騒音障害防止対策
・労働者の熱中症や騒音障害を防止するための対策に取り組む。
(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
・石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。
(3) 新興・再興感染症への対応
- 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善【追加】
(1) 女性の活躍促進
・建設産業を誰もが働きやすい業界とするため、現場の労働環境の整備や、働きつつけられるための環境整備等の取組を官民一体となって推進する。
(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に関する情報を収集し、関係団体と連携して建設業者への研修会等で周知する。
(3) 高齢労働者の安全及び健康の確保
・高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、転倒の防止等の取組を進める。
- 基本計画の推進体制
(1) 関係者における連携、協力体制の強化
・「岐阜県建設工事従事者安全健康確保推進会議」や「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」、「岐阜県建築担い手育成協議会」等を通じ連携を図る。
(2) 調査・情報発信の充実
- 施策の推進状況の点検と計画の見直し
・国の基本計画の変更や関係施策等の状況を踏まえ、必要に応じて、速やかにこれを変更する。